

みんなですーで
ながさき虹色プロジェクト
【長崎市地域まちづくり計画】
(素案)

令和2年11月

目 次

1 計画の基本的考え方について

- (1) 計画策定の趣旨と経過
- (2) 計画の概要・位置付け
- (3) 計画の期間

2 長崎市の現状

- (1) 人口の推移
- (2) 世帯人数の推移
- (3) 人口構成
- (4) 自治会加入率の推移

3 計画策定に係る検討過程

- (1) 検討過程
- (2) 第2期地域福祉計画の検証による成果と課題
- (3) 地域自治を進めるために必要な視点

4 目指す地域の姿

- (1) 目指す地域の姿
- (2) 計画の体系図

5 目指す地域の姿を実現するために

- 柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり
- (1) 一人ひとりが地域に関心を持つ
 - (2) 様々な人や団体が参画し連携する
 - (3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む
 - (4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む
- 柱2 未来へつなげる体制づくり
- (1) 地域の体制づくりを進める
 - (2) 地域への支援体制を強化する

6 計画の推進・進行管理

- (1) 計画の推進
- (2) 進行管理
- (3) 目標指標
- (4) 方向性の進捗をはかる指標

7 参考資料

- (1) 長崎市地域コミュニティ推進審議会
- (2) 長崎市地域コミュニティ推進本部
- (3) 長崎市社会福祉協議会
- (4) 市民アンケート調査結果概要
- (5) 長崎市よかまちづくり基本条例
- (6) 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

1 計画の基本的考え方について

(1) 計画策定の趣旨と経過

ア 趣旨

地域を取り巻く環境は、人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の多様化など社会情勢が大きく変化してきており、地域においては、一人暮らしの高齢者の増加、ひきこもりや生活困窮、虐待、孤立死等深刻な問題が顕在化するなど、地域課題は複雑化・多様化してきています。

私たちが暮らす長崎市でも、自治会加入率の低下や地域活動への参加者の減少、地域団体の役員の担い手不足など地域における連帯感が希薄化し、自助・共助の力が弱くなってきているという現状がみられます。そのような中、様々な分野において自治会をはじめそれぞれの団体が目的に応じて活動に取り組み、地域課題の解決に大きな役割を果たしていただいています。

長崎市では、将来に向けてこの大切な地域の力を集める「地域コミュニティのしくみづくり」と、行政がしっかりと地域に寄り添った支援をする「行政サテライト機能再編成」を進め、「地域を支えるしくみ」を構築しました。

地域コミュニティのしくみづくりでは、地域の各種団体が連携してまちづくりに取り組むしくみを構築することにより、主体的に課題解決に取り組む地区が増え、地域における一体的なまちづくりの実現に近づいてきました。

また、行政サテライト機能再編成においては、4か所の総合事務所と20か所の地域センターを設置し、それぞれにまちづくりを支援する職員を配置して、縦割りではなく地域全体を見る体制を整備したことで、地域の特性に応じて寄り添ったまちづくり支援を行うことが可能となりました。まさに、市と市民が連携・協働して地域におけるまちづくりを推進していくためのしくみが動き出したところです。

各地で頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症をきっかけとした新しい日常への転換など、地域と市が力を合わせて様々な環境の変化にも対応できるようにする必要があります。そのため、これからも地域のつながりをさらに深め、様々な主体がそれぞれの強みを活かし役割を果たしながら、「地域を支えるしくみ」を活用し、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくり^{*1}（＝地域自治）をより一層進めていくため、本計画を策定することといたしました。

^{*1} 「地域におけるまちづくり」とは、住民などが自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう。（長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第2条第3項）

イ 経過

本市では、社会福祉法に基づき、「誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」を目指し、平成23年に第1期地域福祉計画、平成28年に第2期地域福祉計画を策定しました。この計画は、市社会福祉協議会（以下、「市社協」）の「地域福祉活動計画」と一体的に策定して、市社協と協働し地域福祉の推進に取り組んできました。

一方、平成23年度から地域コミュニティのしくみづくりプロジェクトにおいて、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域を支えるしくみづくりを行い、平成31年3月には「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」を施行しました。

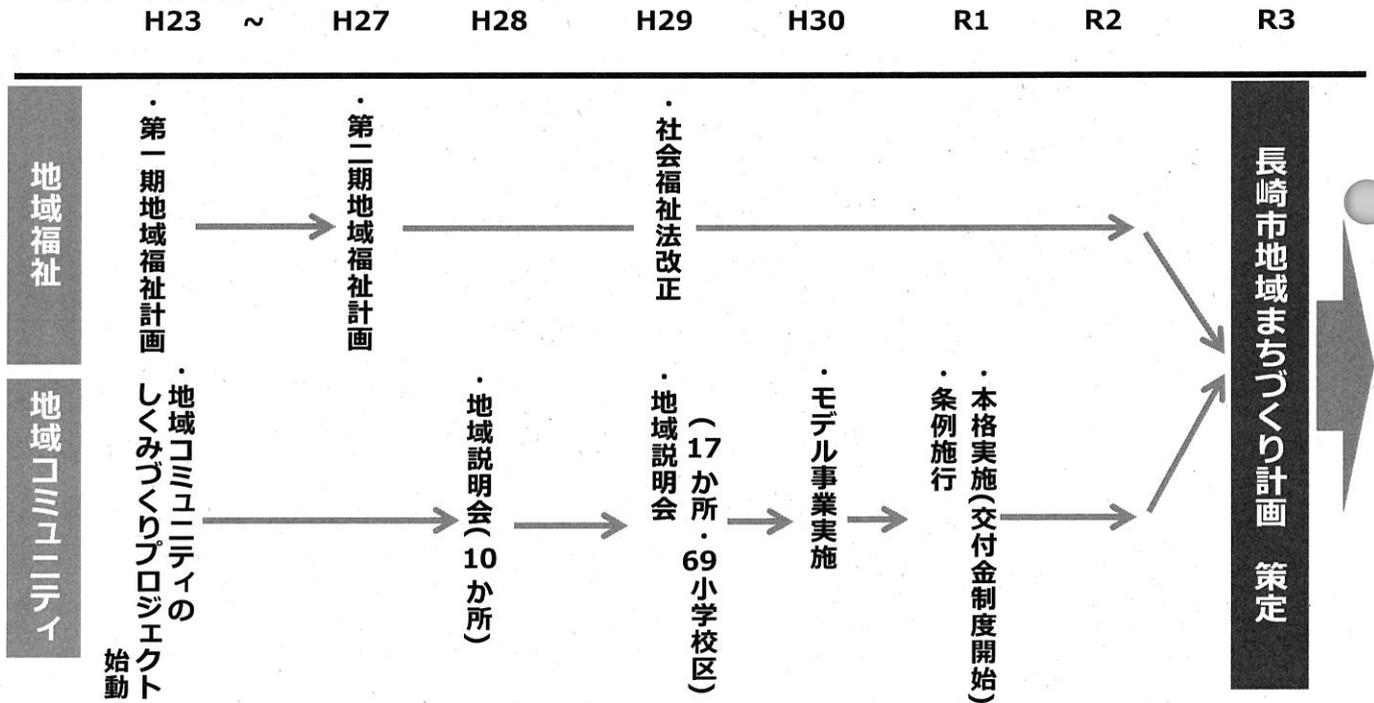
また、平成29年10月からはまちづくりを支援する職員を配置する等、市と市民が協働して地域におけるまちづくりを推進しています。

国においても、「地域共生社会^{※2}」の実現に向けて平成29年度に社会福祉法を改正し、①地域住民が地域課題の解決を図ること、②市は包括的な地域課題の相談に応じる体制（複雑な地域課題を丸ごと受け止める体制）を整備することを追加して、更なる地域福祉の推進を求めています。

そのため本市では、地域におけるまちづくりをより一層推進する中で地域福祉の推進も図られると考え、地域福祉計画を包含した「長崎市地域まちづくり計画」を策定することとしました。

なお、これまでと同様に、地域福祉の推進には、市社協との連携が必要であることから、「地域福祉活動計画」の要素も併せもつものとしします。

【イメージ図】



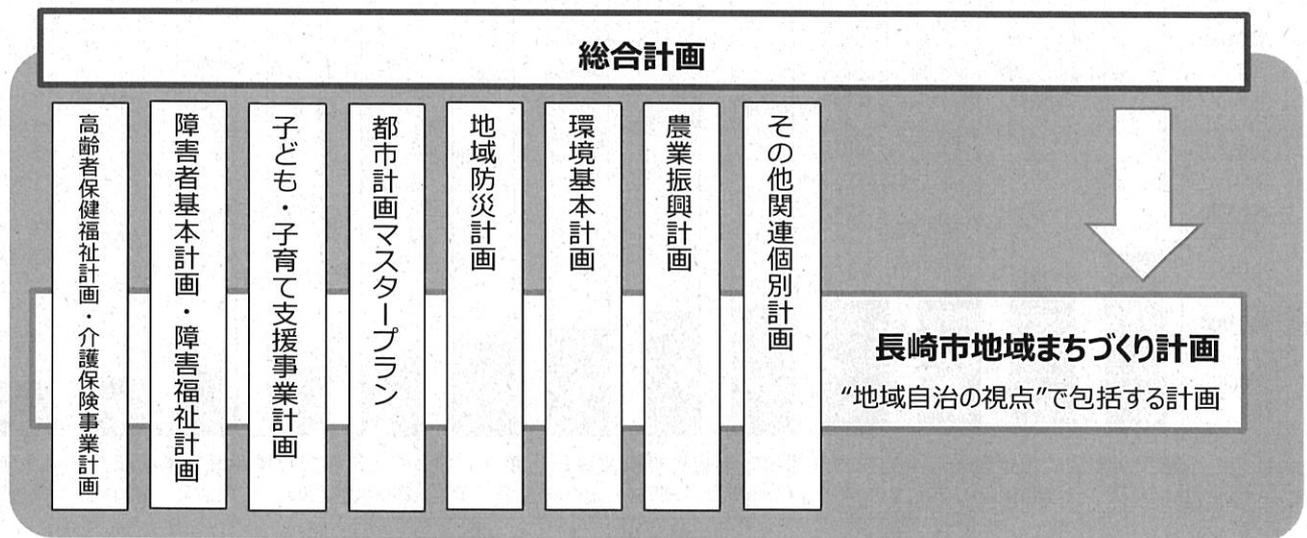
※2 「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

(2) 計画の概要・位置づけ

長崎市地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画とします。

また、地域におけるまちづくりの推進は、地域福祉のほか、生活環境、教育文化、地域振興など様々な分野に関わることから、本市の各個別計画と整合を図り、“地域自治の視点”で包括する計画と位置付けます。

◆長崎市地域まちづくり計画と総合計画・個別計画との関係イメージ図



(3) 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

◆計画期間

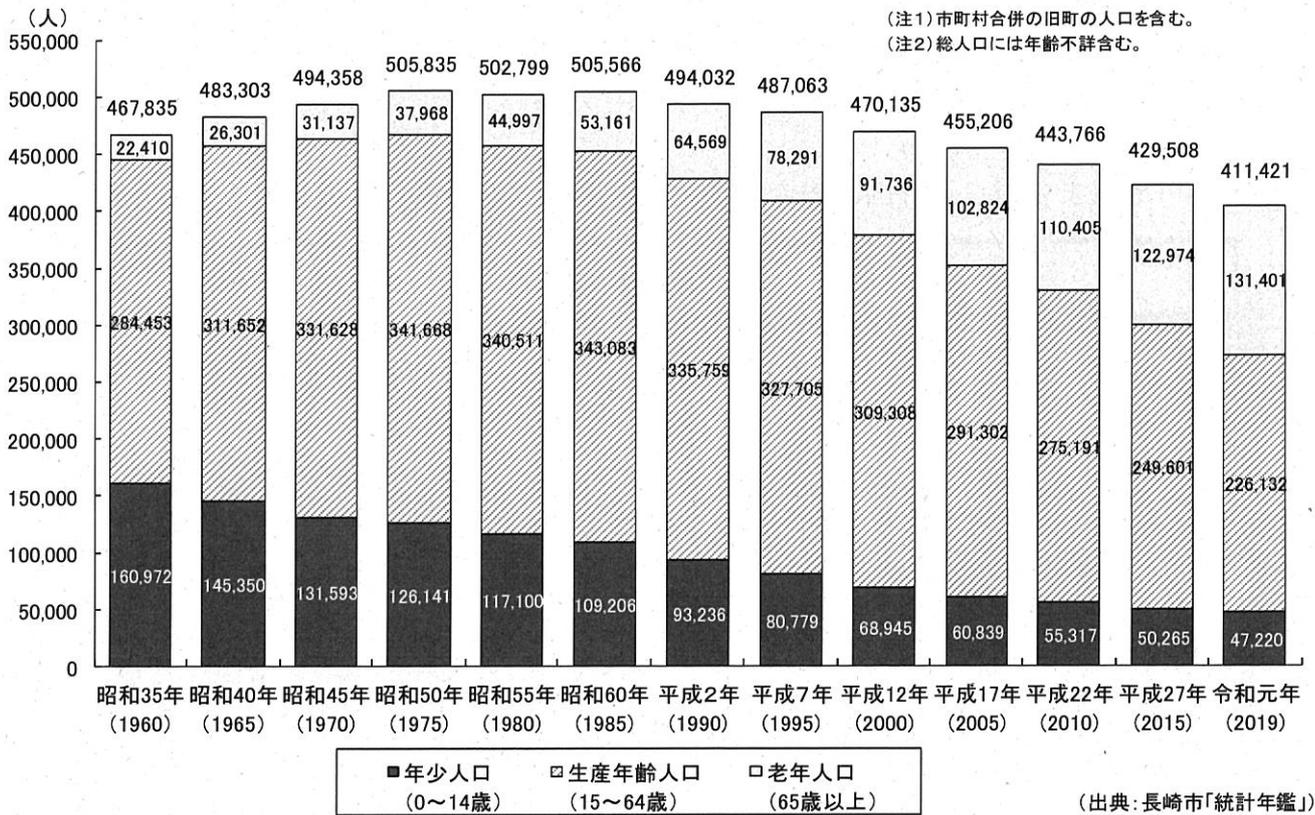
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地域福祉計画	第1期計画					第2期計画					第1期計画 (第3期地域福祉計画を包含)				
地域まちづくり計画															

2 長崎市の現状

(1) 人口の推移

長崎市の総人口は、昭和 60 年を過ぎた頃から減少傾向にあります。

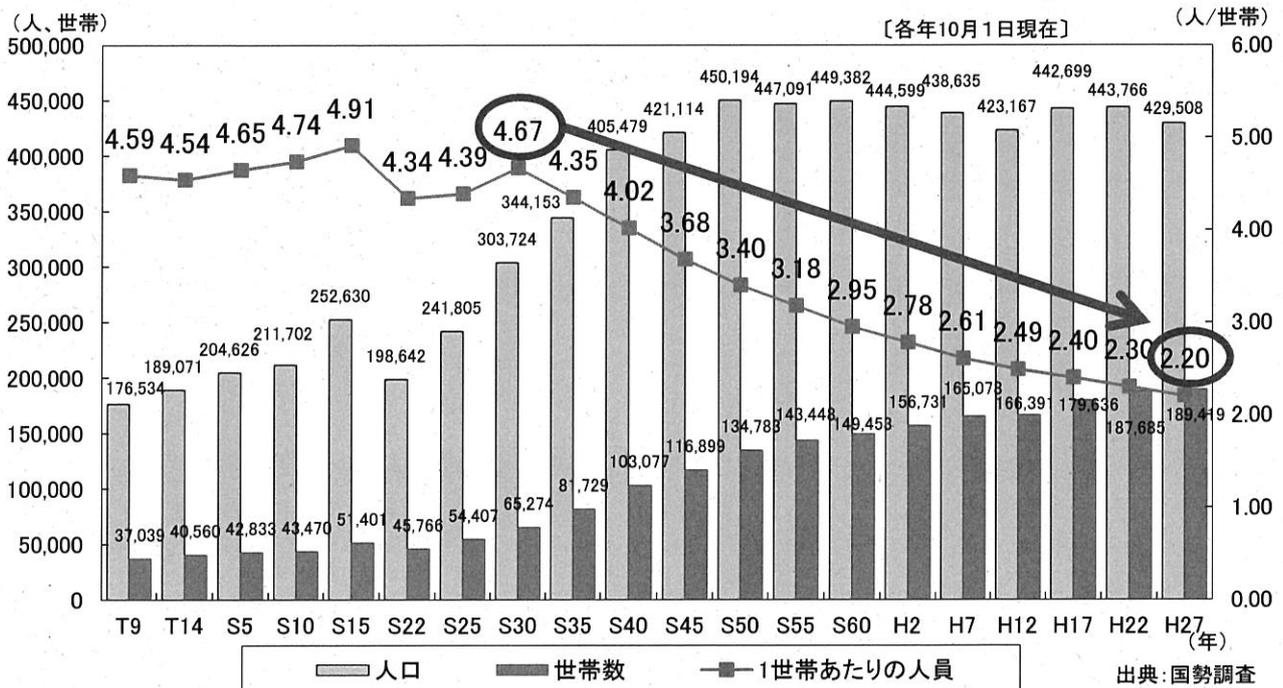
年少人口（15 歳未満）が減少の一途をたどる中、老年人口（65 歳以上）の増加が継続しており、少子化と高齢化が同時に進行している状況となっています。



(2) 世帯人数の推移

単身世帯が増加し、一世帯あたりの人数は減少傾向にあります。

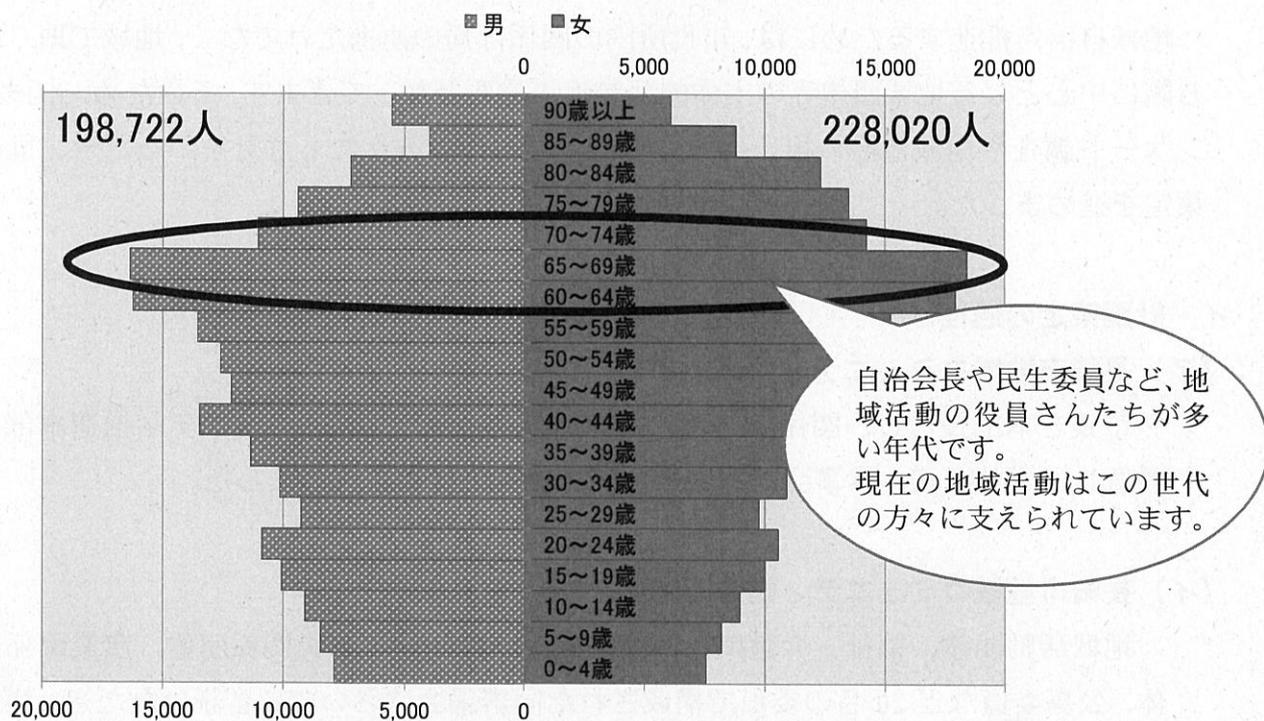
一世帯あたりの平均世帯人員は、昭和 30 年には 4.67 人だったのが、平成 27 年には 2.20 人となっており、世帯の小規模化が進んでいます。



(3) 人口構成

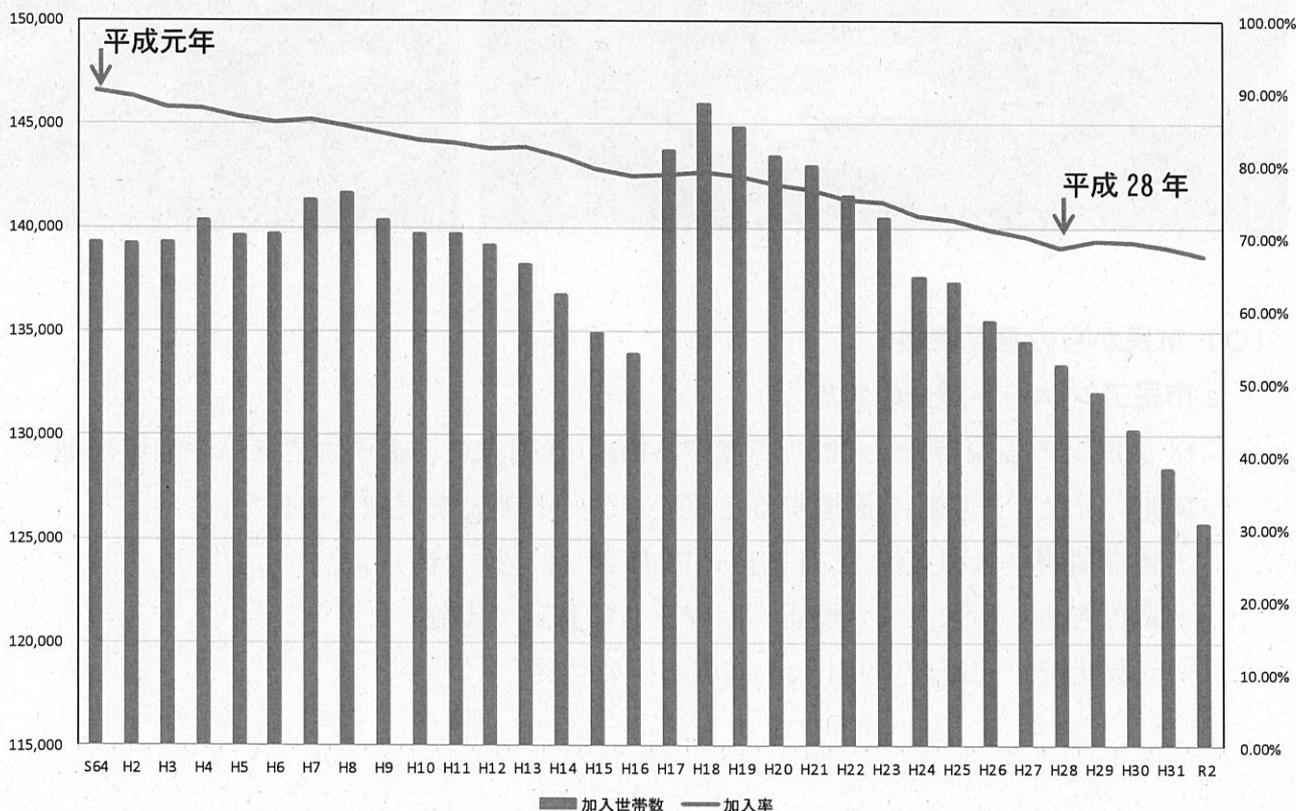
平成 27 年の国勢調査による人口構成を見ると、60 代の人口が最も多くなっています。

現在、地域活動を支えている 60 歳代、70 歳代の方々が、10 年後 20 年後には支えられる側となり、支える世代よりも支えられる世代の方が人口が多い構図となっていくことが予想されます。



(4) 自治会加入率の推移

自治会加入率も減少傾向にあり、平成元年は 90% を超えていましたが、平成 28 年からは 70% を下回っています。



3 計画策定に係る検討過程

(1) 検討過程

ア 計画策定における検討過程の重要性

地域自治を推進するためには、市役所内の関係部局の連携だけでなく、地域で取り組む際に中心となる地域団体等の主体的な参画が重要となってきます。そのため、市民アンケート調査や地域自治の担い手となる様々な主体の方々にも意見をいただき、計画策定を進めました。

イ 計画策定の過程

(ア) 長崎市地域コミュニティ推進本部

市長を本部長とし、関係部局長を委員とした長崎市地域コミュニティ推進本部を設置し、本部会議、幹事会など全庁体制で計画の検討を行いました。

(イ) 長崎市地域コミュニティ推進審議会

地域活動団体、福祉・介護関係団体、教育関係団体、防災関係団体、産業関係団体、公募委員など 20 名の委員で構成された同審議会においてご審議いただき、様々なご意見をいただきました。また、本計画の名称についても検討いただきました。



(ウ) 市民からの意見聴取

a 市民アンケート調査の実施

18 歳以上の長崎市民 2,000 人(無作為抽出)を対象に、近所づきあいや地域活動への参加状況などの現状を把握するためアンケート調査を実施しました。

- ・ 調査期間：令和元年 12 月 1 日～12 月 27 日 (27 日間)
- ・ 調査方法：郵送方式 (配布、回収ともに郵送で実施)
- ・ 回収状況：回収数 944 人 回収率 47.2%

b 地域活動の担い手等との意見交換

地域コミュニティ連絡協議会や長崎市保健環境自治連合会等の地域活動団体、若年世代等に対し、令和2年8月から11月にかけて活動における課題や市の支援策などについて意見交換を行いました。

●地域コミュニティ連絡協議会

令和2年8月末時点で設立済みの18協議会の会長や副会長、事務局長などの皆さんと意見交換を行いました。



目指す地域の姿について、「支え合うつながりのある地域」や、「地域活動に全員が参加しみんなで一緒に盛り上げていくまち」など、それぞれに思い描く未来像や「行事ではなく福祉の部分を大切にしないといけない」、「5年、10年かけて地域づくりに励む」、「それぞれができることや得意な部分を生かしていく」等といった将来を見据えたご意見を多く聞くことができました。

●長崎市保健環境自治連合会

長崎市保健環境自治連合会役員の皆さんと意見交換を行いました。

「住民の意識の違いや担い手不足の中、地域の中で高齢者をどう支えていけばいいのか」といった課題や「地域の活性化につながればと高齢者サロンを立ち上げ、ボランティアを募ったら思いのほか手が挙がった」「地域の代表者としての責任とあって色々取り組んでいる」といった活動への意見や「市職員も地域活動への参加をお願いしたい」等、市への要望もいただきました。



●長崎市社会福祉協議会地区支部

長崎市社会福祉協議会地区支部長会役員の皆さんと意見交換を行いました。

高齢者サロン運営の後継者不足の実情や「核となる人に声をかけたらボランティアをしてくれる人が意外に増えてきた」といった工夫、「地域コミュニティ協議会をつくることで様々な意見を吸い上げることができた」等といったご意見を伺うことができました。



●長崎市民生委員児童委員協議会

※11/24 意見交換実施

●長崎市青少年育成連絡協議会

長崎市青少年育成連絡協議会役員の皆さんと意見交換を行いました。

日頃の地域活動において「つながりと継続性が難しい」、「活動の拠点が無い」等といった課題や、今後地域のまちづくりにおいて必要なこととして「子どもを主体（地域の一員）として考えていくことが必要」、「学校と地域の連携をもっと進めたい」、「隠れているボランティアにいかにか表に出てきてもらうかが大事」等といったご意見を伺うことができました。

●長崎市 PTA 連合会

長崎市 PTA 連合会役員の皆さんと意見交換を行いました。

日頃地域活動を行う上で、「学校と地域の連携はとても必要」、「活動に地域住民を巻き込んでいくためにはしっかりと話し合いが必要」等といったご意見をいただきました。また、「地域の団体や学校、事業所などがつながることで、新しいことに取り組むことができ、楽しくなるのでは」、「地域活動に参加しやすいよう地域活動の際、仕事を休みやすくする制度があるといい」等といった新しいアイデアも伺うことができました。

●大学生

大学生の皆さんとオンラインにて意見交換を行いました。

「どんな地域に住みたいか」については、「子どもの居場所が家と学校以外にある地域」、「商店街が元気なまち」、「夏祭り等に色々な人が関わって、それぞれ自分たちがつくってきたものがある地域」等といった具体的な意見が出されました。

また、「大学生は地域のことを考えるきっかけが無いので情報が欲しい」、「人のつながりが地域に関わるきっかけとなるのでつながりを広げていくことが大事」等地域と関わるきっかけが必要であるという意見も出されました。

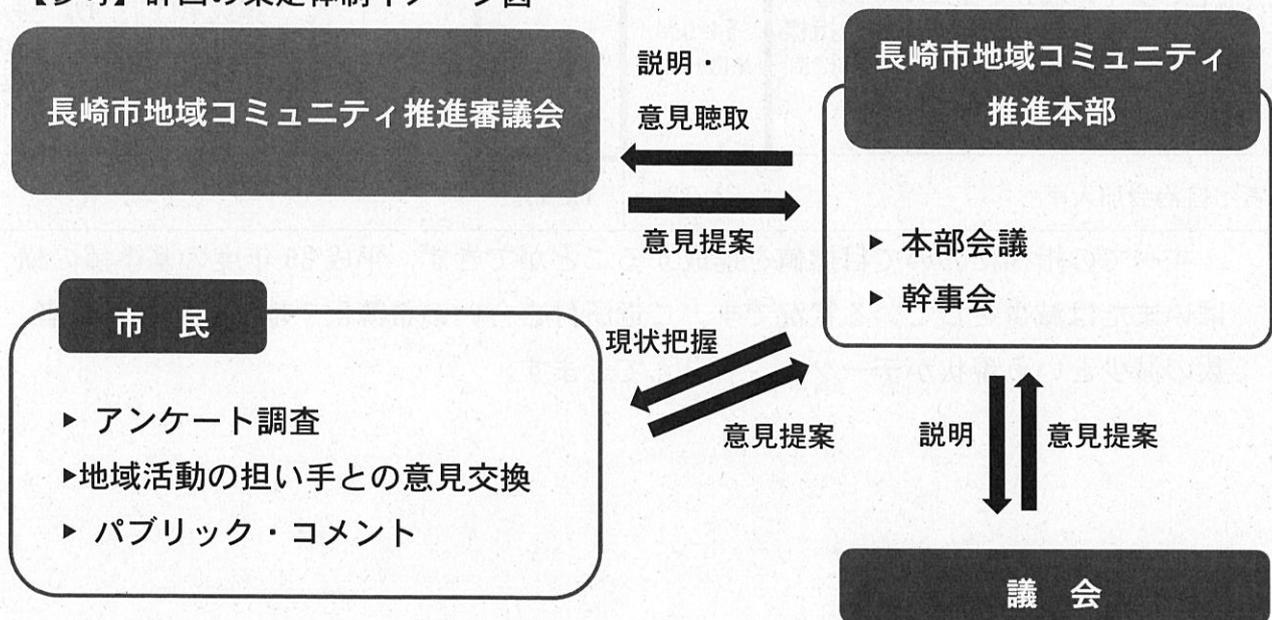


c パブリック・コメントの実施

計画案について市民からの意見を幅広く募集するため実施する予定です。

・調査期間：令和2年12月11日～令和3年1月12日（33日間）

【参考】計画の策定体制イメージ図



(2) 第2期地域福祉計画の検証による成果と課題

第2期地域福祉計画では、めざす地域福祉の姿として「誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち」を掲げ、市内全地域で支えあいの力が強くなるように、地域内の連携を強くする場の創出と地域で実践につなげる「わがまちのプランづくり」に取り組んでいくこととしていました。

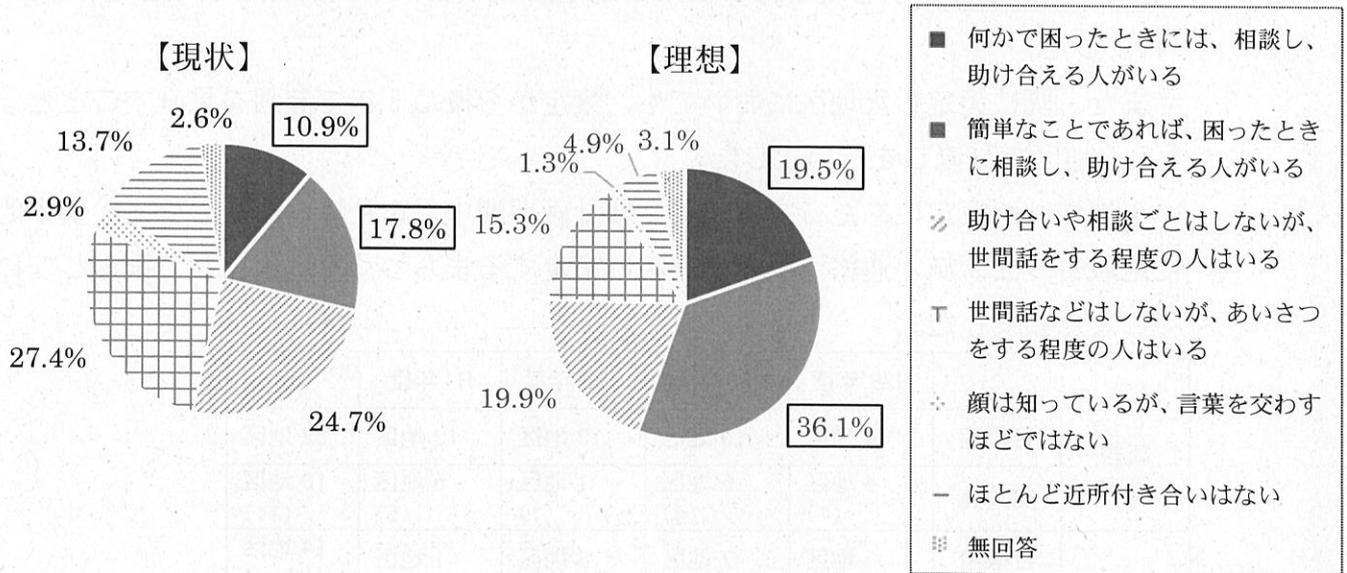
ア 目標指標について

計画の推進にあたっては、次の3つの目標指標を定めており、基準値である平成26年度の値から5年後の令和元年度の値において検証を行いました。結果は次のとおりです。

目標指標	指標の説明	H26	R元	目標値 R元	検証結果
(1) ご近所に助け合える人がいる人の割合	地域の支え合いの進展についての指標。第1期計画で設定した目標値(38.0%)に到達することをめざす	35.0%	28.7%	38.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度から6.3ポイント減少し、達成率は75.5%である ・自治会加入率においても同様に、低下傾向にある
(2) 地域活動等に参加したいと思う人の割合	地域福祉に対する意識の向上についての指標。毎年度1.0ポイント増加することをめざす	82.8%	82.4%	87.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度から0.4ポイント減少し、達成率は93.8%である ・指標1でご近所付き合いの希薄化が伺える中でも、個人としては地域活動へ参加したい意向は変わらず維持されている
(3) 地域活動等に参加している人の割合	地域コミュニティの豊かさについての指標。指標(2)の目標値の8割に到達することをめざす	54.0% ※H21年度	51.7%	70.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・H21年度から2.3ポイント減少し、達成率は73.9%である ・参加意向は一定あるものの(指標2)、実際に参加するまでに至っていない
参考：自治会加入率		71.1%	68.7%		

すべての指標において目標値を達成することができず、平成26年度の基準値の横ばいまたは減少をしている状況です。ご近所付き合いの希薄化や地域活動の参加者数の減少という現状がデータからも見えてきます。

《目標指標 1 の参考》 ご近所に助け合える人がいる人の割合の現状と理想の比較
 (令和元年度(仮称)地域自治振興計画策定に係るアンケート調査より)



アンケート結果から、「ご近所に助け合える人がいる」人（「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる」及び「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」と回答した人）の割合を、現状と理想で比較してみると、「ご近所に助け合える人がいる」人は現状で28.7%となっていますが、理想としては現状の倍近い55.6%の人が「ご近所に助け合える人がいる」ことを望んでいることが分かります。

このことから、今後もより一層、現状が理想に近付くように、ご近所同士で助け合える関係を築くための地域での取り組みや市の支援が必要であると考えます。

イ 支え合う力を強くするための取り組みについて

(ア) 地域内の連携を強くする場の創出

第1期計画から継続して、地域(概ね小学校区)の各種団体等が集まって、地域の困りごとなどについての意見出しや課題の共有、その解決方法について知恵を出し合う、話し合いの場を引き続き開催し、特に座談会の未開催地区24地区の内7地区で開催しました。

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	計
目標値	10地区	10地区	4地区	—	24地区
実績値	1地区	2地区	1地区	3地区	7地区

話し合いの回数を重ねることで、参加者のまちづくりに関わる当事者としての意識が強くなってきたり、複数回の話し合いに、様々な団体、世代が参加することで新たな担い手が出てきたりした一方、話し合いの目的や経過を住民に広く周知し、参加を呼びかけるための継続的な情報発信が必要との課題も出てきました。

(イ) 地域で実践につなげる「わがまちのプランづくり」

座談会を開催した地区を中心に、地域の自主性、独自性を大切に、課題解決に向けて、地域住民による取り組みを示した地区別計画(小地域計画)策定の支援を第1期計画から引き続き行い、未策定地区52地区の内16地区で新たに策定されました。

また、既に策定した地区においても、策定から概ね5年で計画を見直すこととし、6地区で見直しを行いました。

小地域計画策定にあたっては、第2期計画期間中に市社協と協議のうえ、基本的に地域コミュニティ連絡協議会設立時に策定するまちづくり計画として策定していくこととしました。

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	計
新規策定	目標値	13地区	13地区	13地区	13地区	52地区
	実績値	4地区 (1)	6地区 (4)	1地区 (1)	5地区 (5)	16地区 (11)
見直し	目標値	3地区	7地区	3地区	1地区	14地区
	実績値	0地区	1地区 (1)	1地区 (1)	4地区 (4)	6地区 (6)

※()内は地域コミュニティ連絡協議会設立時に策定した地区の内数

計画をつくることで、これまで漠然としていた地域の課題が整理され、地域の目指す姿や方向性が明確になったり、自治会やPTAが別々に行っていたパトロール等の活動を連携して行ってはどうかとの提案がなされるなど、事業の見直しや負担軽減のきっかけづくりとなりました。

また、課題としては、目指す姿の実現をめざし、各団体が連携した効果的な事業の創出や、既存事業の統合を図るなど、各団体の負担を軽減する必要が出てきました。

ウ 地域コミュニティを支えるしくみについて

平成28年度から、地域福祉計画と地域コミュニティを支えるしくみを併せて推進していくこととし、全市的に地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けて、話し合いの場の開催及びまちづくり計画の策定支援を行ってきました。

地域コミュニティを支えるしくみを継続的な制度とするため、平成31年3月に長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例を施行しました。また、「行政サテライト機能再編成」により、平成29年10月から総合事務所及び地域センターにまちづくりを支援する職員を配置しました。

[地域コミュニティ連絡協議会設立地区実績(全77地区想定)]

	H27年度以前	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	計
目標値	—	—	6地区	6地区	16地区	28地区
実績値	2地区	1地区	3地区	2地区	9地区	17地区

地域においては、様々な世代や多様な主体で協議会を構成することで、活動に関わる住民の増加や、地域課題を解決するための実行体制ができるなど、地域コミュニティのしくみを活用し、主体的に課題解決に取り組む地区が増え、各種団体が連携したまちづくりの実現に近付きました。

また、市においては、「行政サテライト機能再編成」によりまちづくりを支援する職員を配置し、縦割りではなく地域全体を見る体制が整備されたことで、地域の特性に応じて寄り添ったまちづくり支援を行うことができるようになりました。

「地域コミュニティのしくみづくり」と「行政サテライト機能再編成」を進め、「地域を支えるしくみ」を構築することで、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域コミュニティ連絡協議会を設立する地区が増えるとともに、まちづくりを支援する職員の配置により、市と地域が連携・協働して地域におけるまちづくりに取り組むことができるようになりました。

一方、課題としては、地域のまちづくりの担い手に対する人材育成をはじめ、情報の提供、連携・交流の促進などの支援や、地域におけるまちづくりを進めることによって、地域福祉のみならず、自治会の活性化、防犯防災、健康づくり、教育など多岐にわたって推進が図られることから、全庁体制での支援が必要であることが見えてきました。

(3) 地域自治を進めるために必要な視点

ここまでの検証を踏まえ、これから地域自治を進めていくために必要な視点を、次のとおり整理しました。

- 当事者意識の醸成
- 様々な団体や世代の参画
- 人材発掘・人材育成
- 地域全体で目指す姿の共有
- 各団体の役割分担・相互補完の促進
- 各団体や事業所等の連携及びネットワークづくりの強化
- 様々な世代や多様な主体で構成された実行体制づくり
- 全庁体制による支援の強化

4 目指す地域の姿

地域自治を進めるための必要な視点を整理し、次のとおり「目指す地域の姿」とそれを実現するための「2つの柱」を定めました。

この2つの柱の考え方は、1つ目の柱は、地域の中で住民や地域団体等、様々な主体が地域活動に参画する、そして市も連携・協働して取り組みを進めるということです。次に2つ目の柱は、柱1に掲げる地域におけるまちづくりをこれから先も続けていくための基盤をつくる、という考え方です。

また、2つの柱に取り組むために、それぞれ方向性を設定しました。

(1) 目指す地域の姿

長崎市が目指す地域の姿

みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち

目指す地域の姿を実現するための「2つの柱」と2つの柱に取り組むための「方向性」

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

- (1) 一人ひとりが地域に関心を持つ
- (2) 様々な人や団体が参画し連携する
- (3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む
- (4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

柱2 未来へつなげる体制づくり

- (1) 地域の体制づくりを進める
- (2) 地域への支援体制を強化する

(2) 計画の体系図

地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例の目的である「安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくり」をさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画とします。

なお、地域におけるまちづくりとは、住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくこと(長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第2条第3項)としており、本計画において目指す地域の姿は、次のとおりとします。

目指す地域の姿	みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち
---------	-------------------------------------

よかまちづくり基本条例

- ◇まちづくりの基本原則(第4条) 情報共有・参画・協働
- ◇市民の役割(第5条) 市民の皆さんが、まちづくりにあたり、できる範囲でできることに取り組む心掛けを大切にしながら、情報を出し合い共有し参画し協働すること
- ◇市長等の責務(第7条) 情報共有、参画、協働によるまちづくりを進めることや、市政運営に係る事務を適正に行い行政機能を発揮すること等

地域におけるまちづくりの推進に関する条例

- ◇目的(第1条) 安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与すること
- ◇定義(第2条第3項) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう

目指す地域の姿を実現するための2つの柱	2つの柱に取り組むための方向性
1 みんなで取り組む地域のまちづくり	(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ ・地域(人、活動など)を知る ・日頃からあいさつ等を通して隣近所とゆるやかにつながっておく ・困ったときには助け合える関係をつくる
	(2) 様々な人や団体が参画し連携する ・個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する ・多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める
	(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む ・福祉や防災、生活環境、教育文化、賑わいに関する事など地域課題を把握し、共有する ・支えあいや防災力の向上など、安全安心なまちづくりに取り組む ・地域の伝統文化の継承など、次世代へつなぐまちづくりに取り組む
	(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む ・地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する ・地域の魅力を発信し、活性化に取り組む
2 未来へつなげる体制づくり	(1) 地域の体制づくりを進める ・自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会を設立する ・地域活動の担い手発掘、育成に取り組む
	(2) 地域への支援体制を強化する ・市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する ・市や関係機関が連携し、包括的に相談を受ける体制を整備する ・市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する

地域での取組み例	市などの支援例
<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつが自然にできる地域づくり(あいさつ運動等) ・地域の情報発信(広報紙等) <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報紙、SNSなどを活用した地域の情報発信 ・公民館講座や出前講座の開催 ・ながさき歴史の学校の開催 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進 ・地域団体や活動の情報発信(広報紙、SNS等) ・地域内各団体の定期的な情報交換の場 ・移住者と住民との意見交換の場 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進の支援 ・目的を持って活動するそれぞれの地域団体への運営支援 ・団体同士やボランティアの交流支援 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子ども見守り活動 ・鳥獣被害対策活動 ・いざというときの避難体制づくり ・防災訓練の実施 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野(福祉や防災、生活環境、教育文化、賑わい等)の取組み支援(情報提供、活動内容の相談、助成金等) <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした活動 ・地域資源を保全する活動 ・特産品の開発 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の支援 ・商店街の賑わい整備支援 ・移住促進の支援 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民で地域のことを話し合う場の開催 ・情報交換会の開催 ・活動やイベントの共催 ・イベントカレンダーの作成 ・子ども会議の開催 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民で地域のことを話し合う場の開催支援 ・まちづくり計画の策定支援 ・地域コミュニティ連絡協議会設立支援 ・地域運営のための講座、研修会の開催 ・まちづくりを担う人材の養成 ・介護や医療等の専門職との連携 <p style="text-align: right;">等</p>
(この欄は斜線が入ります)	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野における相談窓口の充実 ・総合相談支援の充実 ・行政サテライト機能再編成による地域を応援する市の体制整備 ・地域包括ケアシステムの構築 ・地域コミュニティ推進本部による全庁体制での地域におけるまちづくりの推進 ・市職員の地域活動への参加の意識づけ <p style="text-align: right;">等</p>

5 目指す地域の姿を実現するために

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

「地域のまちづくり」と聞いて皆さんがイメージするのはどんなことでしょうか。

自治会が行う夏祭りや郷くんち、地区の運動会やもちつき大会などの行事のほか、清掃活動や防災訓練、登下校時の子どもたちの見守り、高齢者の健康づくりや買い物支援など、皆さんの生活を暮らしやすくするために様々な人や団体が行う活動があります。

また、伝統文化、歴史や特産品、自然や風景、あるいは住んでいる人など、様々な「地域資源」を活かして、地域の魅力づくりや発信、伝統文化の継承など、「地域のまちづくり」は多分野、広い範囲に及びます。

地域では現在、自治会をはじめ青少年育成協議会や社会福祉協議会地区支部、PTAなど目的に応じて様々な団体が活動していますが、今後さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応するため、また、地域を活性化させるためには、自分たちの地域の特性に応じて、必要な取組みを地域全体で話し合い、協力しながら地域のみんなで進める「地域のまちづくり」がとても大切です。

地域のまちづくりでは、地域で暮らす一人ひとりが主役です。

これからは、IoTやAI、ロボットなどの新たなテクノロジーも取り入れ、知恵を出し合い、地域のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

市や市社協、地域包括支援センターなど関係機関も、地域と一緒にあって地域のまちづくりに取り組んでいきます。

方向性（１）一人ひとりが地域に関心を持つ

- ◆地域（人、活動など）を知る
- ◆日頃からあいさつ等を通して隣近所とゆるやかにつながっておく
- ◆困ったときには助け合える関係をつくる

地域のまちづくりを進めるためには、一人ひとりが自分たちの暮らす地域に関心を持つことが第一歩と考えます。

地域を知ることから始まり、地域の中で困ったときには声をかけあったり、困った人がいたら気がけたり、何かあったら助け合える関係を築いておくことが理想です。

まずは、一人ひとりが自分が暮らす地域について知ることから始めてみましょう。

- ・ご近所にはどんな人が住んでいるんだろう？
- ・子どもの登下校時に横断歩道の側であいさつしている人がいるなあ
- ・ゴミステーションがいつもきれいだな
- ・台風の後の枝木や葉っぱが片付けられている！誰がしてくれたんだろう？
- ・毎年、近くの公園でお祭りをやってるな～
- ・この石碑はどんな意味があるのかな？

自分が住んでいるまちには、どんな人がいて、どんなお祭りがあって、どんな人が活動していて、どんな歴史があって……。ちょっと地域のことに目を向けてみませんか。

近年、一緒に暮らす世帯人数の減少や、インターネット環境の普及により生活スタイルや価値観の多様化など、社会の状況が大きく変化している中で、地域では、互いのプライベートの領域に必要以上に干渉することがなく、あまり周りの人とつながらなくても生活ができて、そのことを好む人も少なくないようです。

一方で、市民アンケート結果からも分かるように、理想としては「ご近所に助け合える人がいる」のを望んでいる方がいることも事実です。

特に、災害など有事の際には、ご近所での助け合いがおおいに力を発揮します。日頃から「ゆるやかにつながっておく」ことで、いざというときにも互いに気がけて声をかけあうことができるのではないのでしょうか。

一人ひとりのちょっとした気付きや小さな興味から、地域のまちづくりは始まります。

■地域での取組み例を写真とともに紹介

- ・地域さるく
- ・公民館講座
- ・自治会や地域コミュニティ連絡協議会、ふれあいセンターなどの情報紙 等

※現在、市民目線で分かりやすい表現となるよう、各課照会により調整中です

■市の支援策

取り組み	説明	所管課
地域活動の広報 ・市公式ホームページ、Facebook、Twitter ・各地域センター情報紙、ホームページ、Twitter ・井戸端パーティー ・ケーブルテレビの情報番組内での紹介（もってこ〜い市民力） ・ホームページながさき市民力ネット ・地域おこし協力隊による情報発信	それぞれの地域で行われている活動を広く市民の皆様へお知らせします。	各地域センター 地域支援室 市民協働推進室 地域コミュニティ推進室
出前講座の開催	市役所職員が地域に出向き、地域での暮らしに関する様々なテーマ（自治会活動、地域コミュニティ、地域の足、ごみの分別、防犯、交通安全、国際理解など）について分かりやすく説明します。 メニューは長崎市ホームページをご覧ください。	各担当課 （申込受付は広報広聴課）
公民館講座の開設	地域の歴史、伝統、自然などについて学ぶまち歩き等や地域の人材を活かした講座を開設します。	各公民館 生涯学習課
ながさき歴史の学校「長崎学のすゝめ」の開催	長崎学に関する連続講座を実施します。	長崎学研究所
長崎学児童研究コンクールの開催	長崎市に関する歴史、地理、伝統などの研究を通して、郷土に対する関心を高め、郷土の歴史や文化を大切にする心情を養うとともに、児童の郷土研究を顕彰します。	長崎学研究所
成年後見制度利用支援	認知症高齢者の権利を守り、支援するための成年後見制度に係る市民への普及啓発、市民後見人候補者の育成・支援等を行います。	高齢者すこやか支援課

方向性（２）様々な人や団体が参画し連携する

- ◆個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する
- ◆多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める

私たちの暮らしている地域では、様々な人、団体、企業などが活動しています。

自治会や、PTA、青少年育成協議会、民生委員や社会福祉協議会地区支部など様々な方々が、生活環境を整えたり子どもや高齢者の見守り活動をされたりしていますが、一方で担い手不足などの問題も出てきています。

地域のまちづくりは、地域に暮らすみんなで取り組むことが大切です。個人や地域団体だけでなく、学校、高齢者施設や病院、郵便局など地域の事業所や企業、ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体など、多様な主体（様々な人や団体など）が参画し、それぞれで活動するだけでなく協力しあうことで活動の幅が広がっていきます。

みんなが協力しあうためには、まずはお互いへの理解が必要不可欠です。情報を出し合い、共有することで、まちづくりのアイデアが生まれ、連携、協働につながります。

みんなが気軽に参加し活躍できる機会をつくり、より多くの人や団体などが積極的に地域のまちづくりに携わることのできる環境をつくっていきましょう。

そして、様々な人や団体が、情報を共有し、お互いの立場を理解し得意分野を活かしながら、連携、協働を進めていきましょう。

■地域での取組み例を写真とともに紹介

- ・自治会加入促進パンフレット作成
- ・情報交換会の実施 等

※現在、市民目線で分かりやすい表現となるよう、各課照会により調整中です

■市の支援策

取り組み	説明	所管課
自治会加入促進	広く市民に自治会活動の目的や必要性を周知します。	自治振興課
消防団加入促進	消防団の活動を広報誌、チラシ等により、地域に対して広く消防団活動をPRすることで消防団活動に対する理解を深め消防団が地域活動に参画しやすい環境を整えるとともに消防団加入促進を実施しています。	予防課
遊学のまち de やってみゅ〜で“U-サポ”	ボランティア参加を希望する学生と地域でボランティアの機会を提供する団体等（応援団）をつなぐ取組みを行っています。	都市経営室
長崎伝習所	まちづくりの人材育成とネットワークづくりを目的として、行政・市民が提案したテーマごとに塾生を募集し研究・活動する、塾事業等を展開しています。 ・塾事業の実施 ・つながり事業の実施	市民協働推進室
市民活動センター	ボランティアや市民活動を行っている方々、これから行動しようとしている方々の交流拠点施設の運営により、団体等のネットワーク化、市民活動の活性化を図ります。	市民協働推進室
市民活動支援補助	○市民活動の活性化を目的に、市民活動団体の経済的支援を行う。 ・スタート補助金（活動開始3年未満の団体への支援） ・ジャンプ補助金（1年以上活動していて、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるための支援） ・人材育成補助金（研修等派遣・研修等開催：団体の会員の知識・技術を向上させるための研修費の一部を支援）	市民協働推進室

いきいき地域連携強化事業(いきいき地域サポーター)	自治会に加入してその活動の必要性を十分認識している者、かつ地域活性化につながる経験・知識・技能を有している者を「長崎市いきいき地域連携強化推進事業サポーター(いきいき地域サポーター)」として登録し、地域住民の連帯につながる活動について指導や助言をするサポーターとして派遣を行います。	自治振興課
児童虐待防止対策	長崎市親子支援ネットワーク地域協議会(児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会)において、要保護児童の関係機関が集まり、情報共有をし、各関係機関の役割を明確化することで、多面的で効果的な支援を行います。	子育て支援課
市民協働推進事業	○各種施策等について、意見徴収する市民力推進委員会を運営する。 ○市民のネットワークづくりを目的に、まちづくりについて、地域で活動している個人やグループが市長と意見交換を行うちゃんぽんミーティングを開催する。	市民協働推進室
提案型協働事業	市民活動団体及び行政からテーマを募集し、審査を経て市民と行政の協働により、事業を実施します。	市民協働推進室
地球温暖化対策市民運動	環境活動の拠点「サステナプラザながさき」において、情報共有など地域と様々な主体との橋渡しを行っています。	環境政策課

方向性（３）暮らしやすいまちづくりに取り組む

- ◆福祉や防災、生活環境、教育文化、賑わいに関する事など地域課題を把握し、共有する
- ◆支えあいや防災力の向上など、安全安心なまちづくりに取り組む
- ◆地域の伝統文化の継承など、次世代へつなぐまちづくりに取り組む

地域には色々な人が暮らしています。その中には困りごとを抱えている人たちもいます。一人暮らしのお年寄りのちょっとした生活の困りごとや子育ての悩み、災害のときの避難や子どもたちの通学時の見守りなど、地域を見渡してみると様々な困りごとがあることがわかります。

みんなが安心して暮らせるよう、このような課題に対し、行政サービスを行っていますが、制度の対象とならない方が抱える問題や様々な住民のニーズにきめ細やかに対応するには、困りごとを抱えている人たちの身近にいる地域の方々の力がとても大切になってきます。

まずは、普段暮らしている中でそれぞれが感じていることを出し合い、自分たちが住んでいる地域でどんな課題があるのかを把握して、みんなで共有することが大切です。

暮らしの根幹は、地域が安全であることが第一です。

どのようなまちだと安全安心に暮らすことができるのか、理想の姿をみんなで考え、実現に向けて取り組んでいきましょう。

また、地域には代々受け継がれてきたペーロンや寺社のまつりなどの歴史や伝統、文化がありますが、後継者がいないという困りごとよく耳にします。

これらをしっかりと次の世代に継承していくために、どう取り組んでいくか地域のみんなです話し合って実行することが大切です。

■地域での取組み例を写真とともに紹介

- ・防災訓練
- ・防災マップやささえあいマップの作成
- ・子どもの見守りパトロール
- ・放課後子ども教室
- ・高齢者サロン
- ・健康づくり教室
- ・清掃活動
- ・環境保全活動
- ・イノシシ対策 等

■市の支援策

《防災に関すること》

※現在、市民目線で分かりやすい表現となるよう、各課照会により調整中です

取り組み	説明	所管課
防火防災訓練の実施	消防団、市民防火組織及び関係機関等と連携し、連合自治会や地域コミュニティ連絡協議会が自主的に防火防災訓練を実施できる体制を構築しています。	予防課
ささえあいマップ作成	災害時の情報伝達のしくみづくりや避難行動時に支援が必要な方々を地域において支え合う体制づくりを目的として、地域住民によるささえあいマップ作成を支援しています。	各総合事務所
地域防災マップ作成	地域の危険箇所や避難所、避難経路を確認し、災害の備えや避難行動要支援者の支援体制を話し合いながら地域住民による防災マップ作成を支援しています。	防災危機管理室
地域と連携した避難所運営	自主避難の促進、避難所の迅速な解説を図るため、連合自治会など地域団体と連携して運営を実施しています。	防災危機管理室
避難行動要支援者名簿登録	災害時又は災害が発生する恐れがある場合の避難の支援、安否の確認などの避難支援体制を強化するため、「避難行動要支援者名簿」の作成と提供を行っています。	障害福祉課
自主防災組織の結成	保健環境自治連合会防災部会と協働し、自治会ごとの自主防災組織の結成を図り、活動活性化のサポートを実施しています。	防災危機管理室
市民防災リーダーの養成	地域防災力の推進役となる市民防災リーダーの養成講習の実施及び既存リーダーのステップアップ講習会を実施しています。	防災危機管理室
ながさき防災サポーターの養成	職場や大学、PTA、地域コミュニティ連絡協議会など、幅広い団体や世代に防災に関する知識を習得していただき、市民の防災力を向上させるため、防災サポーターの養成講習を実施しています。	防災危機管理室

《健康づくりに関すること》

取り組み	説明	所管課
地域健康づくり推進事業	健康づくりのボランティア団体である食生活改善推進員の育成及び活動支援(各総合事務所)、また取り組みやすいラジオ体操を通じて、地域での自主的な健康づくりを支援しています。	健康づくり課
レクリエーション・スポーツ教室の開催	長崎市、長崎市スポーツ推進委員協議会が連携し、来場者はだれでも参加することができ、簡単にスポーツに親しむことのできるニュースポーツ体験イベントを行っています。子どもから高齢者まで(多世代)が参	スポーツ振興課

	加できるイベントを実施することで、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、体力づくりや健康づくりに努め、明るく豊かな市民生活の向上に寄与することを目的に実施しています。	
--	---	--

《こどもに関すること》

取り組み	説明	所管課
少年センター相談・補導	少年補導委員による街頭補導や相談活動を行い、少年の健全育成と非行防止を図っています。	こどもみらい課
放課後子ども教室	社会教育団体等に運営を委託し、地域住民の参画を得て、子どもたちの安全安心な居場所づくりを推進しています。	こどもみらい課
子どもを守るネットワークの推進	各小学校区子どもを守るネットワークを補助金交付によって支援し、子どもたちが安全安心に過ごすことができる住みよいまちづくりを推進しています。	こどもみらい課
青少年健全育成活動の活発化	各青少年育成協議会を補助金交付によって支援し、地域における青少年健全育成活動の振興、非行・事故防止活動の活発化を図っています。	こどもみらい課
子育て支援センター	概ね3歳までの未就学児とその保護者を対象に、保護者の育児負担軽減を目的とし、気軽に利用できる地域に密着した「子育て支援センター」を設置し、その事業を行う団体に対し運営費補助金を交付しています。	子育て支援課
地域親子のふれあい支援	公民館やふれあいセンターなどで、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と協力しながら、乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行っています。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの運営	地域の中で子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行う地域住民参加型の会員組織を設置し、仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童福祉の向上を図っています。	子育て支援課
家庭教育支援	小中学校及びPTA・育友会と連携し、保護者が「今学びたいこと」をテーマにしてファミリープログラムを活用した話し合い活動や研修会などを開催する。	生涯学習課

《生活環境に関すること》

取り組み	説明	所管課
地域清掃の支援	道路・公園・河川等の「公共の空間」において、清掃や除草等の環境美化活動を行う団体や個人に対し支援しています。	廃棄物対策課
斜面市街地の再生支援	斜面8地区（十善寺、江平、稲佐・朝日、北大浦、南大浦、水の浦、岩瀬道・立神立岩）において生活道路の整備等を行い、斜面市街地の住環境改善を行います。	都市計画課 中央総合事務所地域整備2課
有害鳥獣対策の支援	イノシシ等の有害鳥獣による被害防止を図るために、地域ぐるみの捕獲隊の結成や防護柵の設置など、地域自ら対策を行うことにより、生活環境の被害軽減を図っています。	農林振興課
まちなこ不妊化の推進	飼い主がいない猫（野良猫）の不妊化を希望する個人または団体に対し、不妊去勢手術費用の一部を助成します。	動物管理センター

《地域の歴史に関すること》

取り組み	説明	所管課
長崎学児童研究コンクールの開催	長崎市に関わる歴史、地理、伝統などの研究を通して、郷土に対する関心を高め、郷土の歴史や文化を大切に作る心情を養うとともに、児童の郷土研究を顕彰します。	長崎学研究所
歴史的風致維持向上の推進	東山手・南山手地区において、地域固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまちづくりを推進しています。	景観推進室

《様々な分野の活動に関すること》

取り組み	説明	所管課
地域活性化事業	総合事務所ごとに地域のイベントや行事などへの支援等を行い、事務所管内の活性化や一体感の醸成などを諮る事業を実施しています。	各総合事務所
出前講座の開催	市役所職員が地域に出向き、地域での暮らしに関する様々なテーマ（自治会活動、地域コミュニティ、地域の足、ごみの分別、防犯、交通安全、国際理解など）について分かりやすく説明します。 メニューは長崎市ホームページをご覧ください。	各担当課 (申込受付は広報広聴課)
公民館講座の開設	地域の歴史、伝統、自然などについて学ぶまち歩き等や地域の人材を活かした講座を開設します。	各公民館 生涯学習課

市民と市長の地域みらい懇談会	市長自らが地域に出向き、本市の主な施策や取組について説明するとともに、市民から市政運営に対する声や地域の課題を直接聴き、「対話」を通じて、本市の現状について相互に理解を深め、市政に反映します。	広報広聴課
自治会等に対する非接触型体温計等貸出	自治会等の活動の支援のため、イベント時等に使用するための一時的な非接触型体温計の貸出を実施しています。	自治振興課

《各団体への資金支援》

取り組み	説明	所管課
地域コミュニティ連絡協議会の活動補助	地域コミュニティ連絡協議会が自らの地区に必要な取り組みを地区全体で話し合い、実行していく取り組みに対して財政支援を行っています。	地域コミュニティ推進室
長崎市保健環境自治連合会補助	自治会の保健環境の向上及び地域コミュニティの推進を図る長崎市保健環境自治連合会に対して必要な助成を行っています。	自治振興課
住民活動中の事故に対する給付	市民が安心して、住民団体が行う住民活動に臨めるようにするため、住民活動中の事故に対する給付事業を実施しています。	自治振興課
自治会広報ながさき等配布謝礼金	自治会員に対し、市及び広報の配布を実施している自治会に対し、配布にかかる謝礼金を支給しています。	自治振興課
長崎市社会福祉協議会支部活動助成	地域福祉の向上・充実を図るため、小地域を基盤として設立された長崎市社会福祉協議会支部の育成及び支部が実施する地域福祉活動をより活性化するための事業に対し、助成金を交付しています。	長崎市社会福祉協議会
青少年育成協議会の活動補助	各青少年育成協議会を補助金交付によって支援し、地域における青少年健全育成活動の振興、非行・事故防止活動の活発化を図っています。	こどもみらい課
子どもを守るネットワークの活動補助	各小学校区子どもを守るネットワークを補助金交付によって支援し、子どもたちが安全安心に過ごすことができる住みよいまちづくりを推進しています。	こどもみらい課
交通安全母の会連合会の活動補助	長崎市交通安全花の会が行う交通安全思想の普及活動にかかる経費に対して補助を行っています。	自治振興課
防犯協会連合会の活動補助	長崎市防犯協会連合会が行う自主防犯活動にかかる経費にたいして負担金を支出しています。	自治振興課
交通安全協会連合会の活動補助	長崎市交通安全協会連合会が行う交通安全意識の啓発及び普及活動にかかる経費に対して補助を行っています。	自治振興課

P T Aの交通安全活動補助	市内の小学校のP T Aに対し、児童の交通事故防止のための街頭指導等の交通安全活動費の一部を助成しています。	自治振興課
青色回転灯防犯パトロール活動補助	防犯ボランティア団体が行う青色回転灯装備車を用いたパトロール活動に対して補助を行っています。	自治振興課
長崎市「街を美しくする運動」推進協議会負担金	市民大清掃などの環境美化・緑化のための活動を官民協働で行う協議会の活動経費として負担金を支出しています。	廃棄物対策課
無形民俗文化財保存育成費補助	貴重な文化遺産である民俗芸能や伝統行事を次世代へ保存継承し、郷土愛を高め、文化の向上を図るために、長崎市指定の無形民俗文化財の保存団体に対して隔年で補助をします。	文化財課
伝統芸能活動費補助	一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業の一環として交付されるコミュニティ助成事業助成金を活用し、長崎の伝統芸能である長崎くんちに、今後演し物を奉納することが予定されている団体が行う備品整備に対して、費用の一部を助成しています。	文化財課
長崎郷土芸能保存協議会補助	市内各地域の伝統ある優れた郷土芸能の保存・継承を目的として活動する「長崎郷土芸能保存協議会」に補助金を交付し、長崎郷土芸能大会の開催を通じて郷土芸能の保存・継承を図っています。	文化財課

方向性（４）個性ある地域の魅力づくりに取り組む

- ◆地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する
- ◆地域の魅力を発信し、活性化に取り組む

みなさんが暮らす地域はどんなまちでしょうか。

ペーロンや郷くんちなど昔ながらの行事やおまつりをみんなで引き継いでいるまち、新興住宅地で若い子育て世代がたくさん住んでいるまちなど、同じ長崎市内でもそれぞれ特色があります。

長崎市は平成の大合併で面積が1.7倍になり、67の小学校区に478の町があり、特色ある町が集まっています。これからの地域のまちづくりでは、地域にある特産品や自然、街並みから行事や住んでいる人など様々な資源を活かし、また、地域では当たり前だと思っているものに光を当てて新たな魅力を生み出す等、地域を豊かにする取り組みがとても重要になっています。

普段暮らしていると中々気付かないようなコトやモノに注目してみると、それは地域の新たな「魅力」かもしれません。地域の皆さんで地域の「魅力」として再認識することで、新たな地域の魅力の創出につながっていきます。

たくさんの人に知ってもらうことで、地域の魅力は輝きます。地域の一人ひとりが自分たちの地域に誇りを持って地域外へ発信することでさらに魅力が高まっていきます。

また、地域外への発信を行って交流人口を増やしたり、地域の魅力を活かした特産品の開発販売等地域で稼いだり…これからの地域にとって重要な地域活性化にもつながってくるのではないのでしょうか。

それぞれの大切な魅力を発信し、地域の活性化につなげていきましょう。

■ 地域での取組み例を写真とともに紹介

- ・ 地域マルシェ
- ・ 空き家活用
- ・ 特産物活用
- ・ 地域資源を活かしたウォーキング大会
- ・ 地域コミュニティ連絡協議会のホームページや Facebook による発信 等

※現在、市民目線で分かりやすい表現となるよう、各課照会により調整中です

■ 市の支援策

取組み	説明	所管課
地域活性化	総合事務所ごとに地域のイベントや行事などへの支援を行い、地域の活性化や一体感の醸成などに取り組みます。	各総合事務所
移住支援	移住希望者向けホームページ「ながさき人になろう」で移住希望者の目線で地域の魅力発信を行い、将来的な地域の担い手となる移住者の促進を行います。 移住希望者が移住を検討している地域での具体的な「暮らし」のイメージが描けるように、地域の関係団体等と連携し、移住支援に取り組みます。	移住支援室
グリーンツーリズム推進事業	農山漁村地域における地域資源を活用し、グリーンツーリズム事業を推進・展開することにより、交流人口を拡大し、地域の活性化を図っています。	農林振興課
DMO推進	DMO (コンベンション協会) の観光地域づくり事業において実施する地域の資源の掘り起こし、体験型コンテンツ造成、地域の魅力の発信などの取組みについて支援を行います。	交流戦略推進室
商店街賑わい整備事業	商店街の機能向上を図るため、共同施設等を整備する事業への支援を行います。	商工振興課
商業活性化支援費補助	商店街等の団体において実施するソフト事業の取組に対し、支援を行います。	商工振興課

柱2 未来へつなげる体制づくり

社会の状況が変わっていく中でも、(これまでも述べたように) 支え合いや防犯防災など地域の中で課題を見つけ、解決方法を考えて暮らしやすいまちにしていくための取り組みや、地域を元気づけ活性化するための個性ある地域の魅力づくりの取り組み等といった地域のまちづくりを、次の世代にもつなげていく地域の基盤づくりがとても重要です。

長崎市では、地域の力を集めて各種団体が連携し、一体的な地域のまちづくりを行う地域コミュニティを支えるしくみ(地域コミュニティ連絡協議会)を構築し、それぞれの地域で取り組みを始めていただいています。

また、地域の体制づくりと同時に、地域活動の担い手の発掘や育成にも取り組む必要があり、市や関係機関においても、地域への支援体制を強化して、持続可能な地域のまちづくりを推進します。

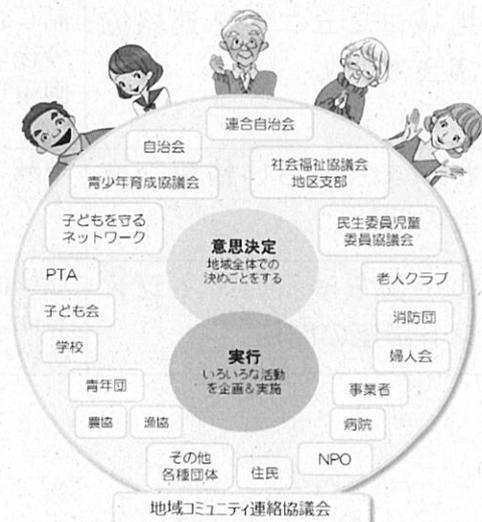
方向性(1) 地域の体制づくりを進める

- ◆自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会を設立する
- ◆地域活動の担い手発掘、育成に取り組む

地域では現在、様々な分野においてそれぞれの団体が目的に応じて活動に取り組まれています。一方で、地域活動への参加者の減少や役員の担い手不足などといった声をよく耳にします。これまで人口が増えてきた時代から、人口が減っていく時代が変わってきており、地域においても今まで通りのやり方をそのままやり続けることが難しくなっていると考えられます。

これからのまちづくりに関わる仲間を増やし、必要なことは何かをしっかりと考え、共有し、みんなで取り組む、そしてこれから先につなげるというしくみが必要です。

現在、長崎市では、自治会をはじめとした地域で活動する団体同士がさらに強くつながり、地域課題の解決や活性化に取り組む地域コミュニティ連絡協議会の設立をご提案しています。



最初は、地域住民や各種団体の皆さんが集まって、「地域の現状」についてみんなで確認するところから始まるかもしれません。地域コミュニティ連絡協議会を設立する際も、地域の10年後20年後の将来像を描いた「まちづくり計画」を策定するために、たくさんの地域住民で集まって話し合う場を開き、地域への想いや地域のまちづくりのアイデアを集めます。この話し合う過程で、多くの方を巻き込み、将来に向けてみんなで地域のカタチを考え、時代の変化に合わせて進化していきましょう。

また、地域には、様々な経験や能力、知識を持った人がたくさんいる一方で、活動する方や役員の高齢化、活動の担い手不足、地域団体の役員の重複や任期の長期化による負担感の増大などがよく言われています。地域のまちづくりを持続していくためには、地域の運営や活動を担う存在が必要不可欠です。

担い手発掘のために、子どもたちや子育て世代、退職を迎えた世代など、幅広い方々への働きかけが必要です。地域活動に参画しやすいきっかけづくりや、役員の期限を決め、参加しないことを責めることなく、それぞれが出来るときに出来ることを無理なく行えるようなしくみをつくりましょう。

また、これまで地域で活動してこられた方々の経験や知恵を次世代へきちんと伝えるしくみや地域活動に必要な知識やノウハウを学ぶ機会をつくり、担い手の育成に取り組みしましょう。

■地域での取組み例を写真とともに紹介

- ・地域コミュニティ連絡協議会を設立するまでに行う地域住民の話し合い
- ・多世代交流事業 等

※現在、市民目線で分かりやすい表現となるよう、各課照会により調整中です

■市の支援策

取組み	説明	所管課
地域コミュニティ連絡協議会の設立	話し合いの場づくりや将来のまちの理念や今後の活動内容等を掲載したまちづくり計画策定の支援を行います。	地域コミュニティ推進室 各地域センター 各総合事務所
わがまちみらい情報交換会の開催	地域コミュニティ連絡協議会による発表などで、地域運営の推進を図ります。	地域コミュニティ推進室
わがまちみらいマネジメント講座の開催	地域活動の担い手が、地域活動における運営能力の向上や地域活性化に効果的な手法を習得するため、講座を開設しています。	地域コミュニティ推進室

地域づくり担い手の育成	新任自治会長研修を開催し、新任の自治会長に対し、市の各部局の自治会に関連する事業内容や手続きの方法についてレクチャーします。	自治振興課
地域ささえあいボランティアの養成	ちょっとした支えあいの活動の担い手育成のために講座を開設しています。	地域包括ケアシステム推進室
高齢者生活・介護支援サポーターの養成	地域の身近な場所で交流を行い、市民自らが運営する高齢者ふれあいサロンや介護老人福祉施設等でボランティア活動を行うサポーターを育成・支援し、高齢者の介護予防を図るとともに、サポーター自身の生きがいづくりや健康増進・介護予防を図っています。	高齢者すこやか支援課
支部指導者研修会	長崎市社会福祉協議会の支部活動の更なる充実強化を図るため、社協支部の役員を対象とした研修会を開催しています。	長崎市社会福祉協議会
高齢者支援スタッフ研修会	ふれあい食事サービスや高齢者ふれあいサロンなど、高齢者の居場所づくりの活動を行っている担い手を対象とした研修会を開催しています。	長崎市社会福祉協議会
市民防災リーダーの養成	地域防災力の推進役となる市民防災リーダーの養成講習の実施及び既存リーダーのステップアップ講習会を実施しています。	防災危機管理室
ながさき防災サポーターの養成	職場や大学、PTA、地域コミュニティ連絡協議会など、幅広い団体や世代に防災に関する知識を習得していただき、市民の防災力を向上させるため、防災サポーターの養成講習を実施しています。	防災危機管理室

方向性（２）地域への支援体制を強化する

- ◆市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する
- ◆市や関係機関が連携し、包括的に相談を受ける体制を整備する
- ◆市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する

地域のまちづくりがこれからも継続的に取り組まれるためには、市や市社協など関係機関も連携し、地域の実情に合わせた支援を行う必要があります。

市や関係機関が実情を把握し、情報提供や共有を図りながら、一緒に取り組んでいきます。

まずは、地域の実情をしっかりと把握することを基本とします。地域に出向いて魅力や課題を把握し、それぞれが得た情報は、関係機関と共有する意識を持って、連携を進めます。

地域住民や地域の課題は、福祉、子育て、住まい、就労、社会復帰、生活環境など、あらゆる分野に渡り、時にそれらはいくつもの分野をまたがっています。多様化・複雑化している課題や制度の狭間にある課題を包括的、重層的に受け止める体制を整備し、市や関係機関が連携して様々な専門分野が協力しながら課題解決に取り組めます。

長崎市では、市町村合併後広くなった市域においても、近くで用事を済ますことができ、困りごとをスピーディーに解決し、地域の特性に合った対応をするため、4か所の総合事務所と20か所の地域センターを設置しました。地域センターでは身近な手続きや相談ができ、総合事務所はまちづくり活動の支援、土木（道路・公園等）、保健活動、生活保護職員の専門職員が地域に出向くための拠点としました。それぞれにまちづくりを支援する職員を配置し、縦割りではなく横と連携しながら地域全体をみる体制となり、地域の特性に応じて寄り添ったまちづくり支援を行っております。

地域が一つとなってまちづくりに取り組んでいくのに対し、市や関係機関も縦割りではなく一つとなって地域のまちづくりを進めていきます。

取り組み	説明	所管課
総合相談窓口	「しゃきょう“なんでも”相談」において、福祉、生計、家族、年金、苦情等、生活上の心配へのご相談をお受けし、各関係機関と連携しながら対応しています。	長崎市社会福祉協議会
福祉に関する総合相談窓口	「多機関型地域包括支援センター」において、子育てや介護、障害、生活困窮など家庭の中での悩みをすべてお受けし様々な関係機関と協力して解決に向けて支援します。	地域包括ケアシステム推進室

※現在、市民目線で分かりやすい表現となるよう、各課照会により調整中です

■市の取り組み

高齢者総合相談窓口	「地域包括支援センター」において、家庭で介護を受けている高齢者のかたやその家族などを対象に、福祉・保健全般に関する相談をお受けし、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防や介護状態の悪化防止のために、必要に応じて各種の甲的ケアサービスが利用できるよう関係機関との連絡調整を行います。	高齢者すこやか支援課
生活支援相談窓口	「生活支援相談センター」において、特に「生活が苦しい」「今後の生活に不安がある」かたの相談をお受けし、生活の立て直しに向けて対応しています。	長崎市社会福祉協議会
妊産婦・乳幼児の相談窓口	「子育て世代包括支援センター」において、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、相談対応しています。	各総合事務所 こども健康課
ファミリー・サポート・センターながさきの運営	地域の中で子育てのサポートを受けたい者と子育ての援助を行いたい者が会員となって、相互扶助の精神に基づき行う援助活動を支援しています。	長崎市社会福祉協議会
障害者相談支援	「障害者相談支援事業所」において、障害のある方やその保護者の方などで、健康や保育、教育、就労など、障害福祉に関する様々な内容について、相談をお受けし、相談員が必要な情報の提供や助言、関係機関の紹介、障害福祉に関するサービスの利用援助など、必要な支援を行います。	障害福祉課
長崎市障害者自立支援協議会	地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。	障害福祉課
障害者虐待防止センター運営	障害者の権利利益の擁護を図るため、障害者虐待に関する通報・相談窓口として、「長崎市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の虐待に関する相談や通報を受け付けています。	障害福祉課
まちづくり支援	これからも地域を暮らしやすい場所とするため、地域の課題解決力を高めることを目的に、まちづくり支援を行っています。	各地域センター 各総合事務所
まちづくり支援職員の研修	地域コミュニティ連絡協議会設立に向けて、地域が主体的に課題の解決や地域活性化を推進していくことを支援するために研修を行っています。	地域コミュニティ推進室
地区公民館のふれあいセンター化	地区公民館をふれあいセンター化し、地域コミュニティの活動拠点としています。	生涯学習課 各総合事務所
土地建物の貸し付け	財産活用課が所管している施設及び土地について、自治会へ無償貸し付けを行っています。	財産活用課

集会所用地及び集会所の譲与	開発行為による市に無償譲渡された集会所用地及び集会所等について自治会に無償譲渡しています。	財産活用課
自治会集会所建設奨励費補助	自治会活動の推進に必要な自治会が所有する集会所の建設を促進するため、新築及び補修等を行う自治会に対して助成を行っています。	自治振興課
安全安心交流センターの貸与	地域住民の連帯及び安全安心まちづくりの推進を図るため、自治会等の地域コミュニティ及び安全・安心まちづくりの活動拠点として、廃止交番を自治会等に無償で貸し付けています。	自治振興課

6 計画の推進・進行管理

(1) 計画の推進

本計画は、目指す地域の姿として「みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」を掲げ、その実現に向けて2つの柱を設け、2つの柱に取り組むための方向性に沿って地域と市、関係機関が連携、協働して地域のまちづくりを推進します。

なお、市としては、長崎市地域コミュニティ推進本部（以下「推進本部」）において、全庁体制で推進していきます。

(2) 進行管理

計画の推進にあたって、目指す地域の姿を実現するための目標指標と、各方向性の進捗をはかる指標を次のとおり設定します。

本計画は地域主体の計画であるため、各地域団体の活動状況なども併せて、地域コミュニティ推進本部及び地域コミュニティ推進審議会での十分な議論のもとに、総合的に進行管理していきます。

また、社会情勢の変化などに応じて指標の見直しを図っていきます。

(3) 目標指標

目標指標	直近値 R1 年度	目標値 R6 年度	指標の説明 (アンケート調査の結果による)
1 ご近所に助け合える人がいる人の割合	28.7%	33.7%	<ul style="list-style-type: none">・ご近所に助け合える人が増えることで、支え合うまちになっていると考えられる。・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。
2 地域活動等に参加したいと思う人の割合	82.4%	87.4%	<ul style="list-style-type: none">・地域活動等に参加したいと思う人が増えることで、地域への関心が高まっていると考えられる。・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。
3 地域活動等に参加している人の割合	51.7%	56.7%	<ul style="list-style-type: none">・地域活動等に参加している人が増えることで、多様な主体の参画が進んでいると考えられる。・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。
4 自分が住んでいる地域に愛着を持っている人の割合	70.5%	75.0%	<ul style="list-style-type: none">・地域に愛着を持つ市民が増えることで、地域への関心が高まり活動への参画につながると考えられる。・75.0%を目標とする。

(4) 方向性の進捗をはかる指標

■柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ

指標	直近値 R1 年度	目標値 R6 年度	指標の説明
自治会加入率	調整中		<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査をもとにした推計世帯数に対する自治会加入世帯数の占める割合 ・自治会加入率の向上が、隣近所とのゆるやかなつながりや困ったときに助け合える関係の構築に繋がると考えられる。
井戸端パーティーの専用サイト閲覧件数及び掲載登録件数			<ul style="list-style-type: none"> ・様々な地域活動の情報を発信する専用サイトの閲覧件数及び掲載登録件数 ・井戸端パーティーの専用サイト閲覧件数及び掲載登録件数の増加が、地域のことを知る市民の増加に繋がると考えられる。

(2) 様々な人や団体が参画し連携する

指標	直近値 R1 年度	目標値 R6 年度	指標の説明
自治会加入率【再掲】	調整中		<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査をもとにした推計世帯数に対する自治会加入世帯数の占める割合 ・自治会加入率の向上が、隣近所とのゆるやかなつながりや困ったときに助け合える関係の構築に繋がると考えられる。
市民活動センター登録団体数			<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センター「ランタナ」への登録団体数 ・市民活動センター登録団体数の増加が、多様な主体の連携、協働に繋がると考えられる。
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数及び準備委員会の設立地区数[累計]			<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ連絡協議会及び準備委員会の設立地区数 ・地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数が増加することで、一体的な地域運営を行う体制がつけられたと考えられる。

(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む

指標	直近値 R1 年度	目標値 R6 年度	指標の説明
防火防災訓練等参加者数	調整中		<ul style="list-style-type: none"> ・市民防火組織や事業所、自治会等が実施する防火防災訓練等（初期消火、防火講話等を含む）への参加者数 ・防火防災訓練等参加者数の増加が、地域住民による支えあいや防災力の向上など、安全安心なまちづくりに繋がると考えられるため。

自主防災組織結成組織率	調整中	<ul style="list-style-type: none"> 全自治会に対する自主防災組織結成自治会数の割合 自主防災組織結成組織率の向上が、防災力の向上など、安全安心なまちづくりに繋がると考えられる。
青少年育成協議会における事業の実施回数		<ul style="list-style-type: none"> 青少年育成協議会における事業の実施回数 各学校区の青少年育成協議会が継続的に事業を実施することが、地域の子どもの健全育成や、地域住民による支えあいの向上など、安全安心なまちづくりに繋がると考えられるため。
健康づくり推進員の人数		<ul style="list-style-type: none"> 地域において健康づくりや介護予防に取り組む健康づくり推進員の人数 健康づくり推進員の人数の増加が、地域住民による支えあいの向上など、安全安心なまちづくりに繋がると考えられる。
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲(捕獲隊)の組織数[累計]		<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲(捕獲隊)の組織数 有害鳥獣捕獲組織数の増加が、地域住民による支えあいの向上など、安全安心なまちづくりに繋がると考えられる。

(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

指標	直近値 R1年度	目標値 R6年度	指標の説明
移住者数	調整中		<ul style="list-style-type: none"> 毎年度の移住者数の実績 移住者数の増加が、地域の魅力発信や活性化に繋がると考えられる。
グリーンツーリズム体験プログラムの参加者数			<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、グリーンツーリズム実践団体への調査により把握 グリーンツーリズム体験の参加者数の増加が、地域の魅力発信や活性化に繋がると考えられる。

■柱2 未来へつなげる体制づくり

(1) 地域の体制づくりを進める

成果指標	直近値 R1 年度	目標値 R6 年度	指標の説明
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数及び準備委員会の設立地区数[累計] 【再掲】	調整中		<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ連絡協議会及び準備委員会の設立地区数 地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数が増加することで、一体的な地域運営を行う体制がつけられたと考えられる。
生活・介護支援サポーターの新規養成者数			<ul style="list-style-type: none"> 生活・介護支援サポーターの新規養成者数 生活・介護支援サポーターの新規養成者数が増加することで、福祉分野における地域活動の担い手育成に繋がると考えられる。
市民防災リーダー認定者数3名以上の連合自治会の割合			<ul style="list-style-type: none"> 市民防災リーダーが3名以上認定されている連合自治会の割合 市民防災リーダー認定者数3名以上の連合自治会の割合が向上することで、防災分野における地域活動の担い手育成に繋がると考えられる。

(2) 地域への支援体制を強化する

成果指標	直近値 R1 年度	目標値 R6 年度	指標の説明
地域の会議及びイベント等への参加件数	調整中		<ul style="list-style-type: none"> 各地域センター、各総合事務所における地域の会議及びイベント等への参加件数 地域の会議やイベント等への参加件数の増加が、地域の実情を把握する機会を増やし、地域におけるまちづくりに対する支援の強化につながると考えられる。
多機関型地域包括支援センターが支援した世帯数			<ul style="list-style-type: none"> 多機関型地域包括支援センターが支援した世帯数の増加が、包括的に相談を受ける体制の強化に繋がると考えられる。
長崎市社会福祉協議会の総合相談窓口相談人数及び終結人数			<ul style="list-style-type: none"> 総合相談窓口における相談人数及び終結人数 総合相談における相談人数及び終結人数の増加が、包括的に相談を受ける体制の強化に繋がると考えられる。